事例No.	1753
公表年度	R4
団体の属性	一般市
団体名	青森県十和田市

事例区分	公営企業

タグ	・簡易水道事業 ・公共施設の集約化等 ・歳入確保

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

簡易水道施設の共同利用

出典

公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

【青森県十和田市】
簡易水道施設の共同利用

広域化等　簡易水道事業

取組の概要

十和田市の十和田湖畔地区簡易水道施設を、隣接する秋田県小坂町と共同利用し、小坂町休平地区へ給水している。

◆総事業費　建設費　20,000千円

◆背景

- 十和田市の十和田湖畔地区簡易水道は、平成22年度に休屋、宇樽部、子ノ口の3地区を統合整備し供用開始したが、近年は観光客の減少やホテル、旅館等が減少したことにより給水量が低下しており、平均1,000m³/日以上の余剰が生じていた。
- 小坂町の休平地区簡易水道は、昭和56年に供用開始した簡易水道であるが、給水人口や観光客の減少が続く一方、施設の老朽化による更新の検討が必要となり、事業費の確保が課題となっていた。
- これらの課題を解決するため、平成24年度から検討を開始し、平成25年度には上十三・十和田湖広域定住自立圏の共生ビジョン「簡易水道の共同利用の研究・検討」に位置づけられたことから、施設の共同利用について検討をすることとした。

◆具体的内容

- 十和田市の余剰給水量の活用及び小坂町の施設更新費用の削減のため、十和田湖畔地区の簡易水道施設を共同利用し、配水管を連絡管で接続し小坂町へ配水した。

◆効果

- 施設の共同利用により、小坂町で施設更新費用が削減された（▲約1.6億円）。
- 余剰給水量の活用により、十和田市で新たな収益が確保された（約2,200千円/年）。

取組のポイント

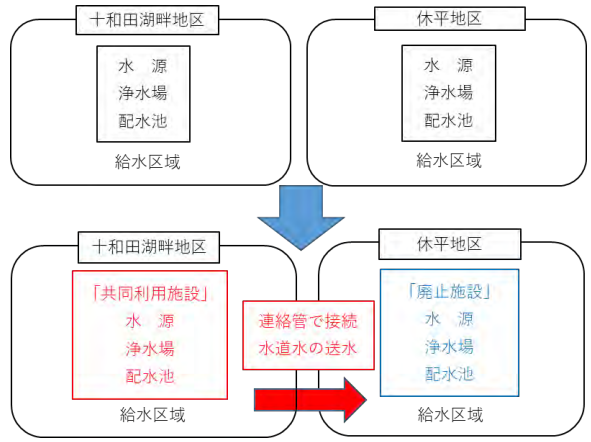
- 小坂町休平地区が給水人口100人以下で給水する地区であり、水道法の対象となる「水道事業」から除かれるということを踏まえる必要があった。
- こうした点や認可変更等について、県や厚生労働省と綿密な打合せや協議を行うことで、事業の着手まで進めることができた。

青森県十和田市上下水道部水道課

公営企業情報

- 行政区域内人口　59,666人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積　725.65km²（令和4年1月1日時点）
- 給水人口　58,438人（令和3年度決算）

水道施設の共同利用イメージ



取組のスケジュール

- 平成24年7月に検討を開始し、平成27年3月「十和田湖畔地区簡易水道施設の共同利用に係る協定」調印。
- 平成27年11月に工事着工。
- 平成28年3月から供用開始。

今後の展望

- 引き続き、施設の共同利用体制の継続を前提に、供給設備の維持管理に努める。